

令和元年7月10日

第25回水俣市農業委員会

議 長
(元村善二君)

それでは、只今より第25回水俣市農業委員会会議を開催いたします。

本日出席の農業委員は13名です。欠席農業委員は、9番苗床委員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本日の会議は成立いたしました。

本日の署名委員は、11番の池田委員、12番の田畑委員にお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員の欠席者は、21番前島委員です。

議事に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。本日は24番の前田委員にお願いします。

24番委員
(前田 仁君)

農業委員会憲章 一、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局
(宮崎局長)

はい、議長

議 長

はい、事務局長

事務局長

報告事項について、3件、報告いたします。

まず、報告事項(1)農地転用許可後の工事の完了について、説明いたします。

議案書は、1ページになります。

平成30年11月9日の第17回会議で御審議いただいた、第5条に係る議案について、令和元年6月17日に、完了報告書の提出がございました。

そこで、6月19日に、事務局におきまして、現地を確認しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していましたので、御報告申し上げます。

次に、報告事項(2)農地形状変更後の完了について、説明いたします。議案書は、2ページになります。

届出人は、記載とおりでございます。

3ページに地図により位置を示しております。

水田から畑への形状変更でございます。

次に、報告事項(3)合意解約通知について、御説明いたします。

議案書は、4ページになります。

貸人、借人は、記載とおりです。

土地の所在は、記載とおりです。

地図は、5 ページに添付いたしております。
借手が忙しくなり、借地まで手が回らなくなったため、解約するということです。
以上で、報告事項を終了いたします。

議 長 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。
議第94号 農地法第3条の許可申請について、議第94号を、議題といたします。
関係委員の説明をお願いします。

5 番委員 (田上哲人君) はい、議長

議 長 はい、5 番 田上委員

5 番委員 議第94号農地法第3条の許可申請1番について、説明いたします。
譲渡人、記載とおりです。
譲受人、記載とおりです。
土地の所在、記載とおりです。
7月5日に現地調査を行いました。申請地は8ページを御覧ください。
この場所は、譲受人の案件で周辺は何回か審議された所です。
譲受人は、櫛や柑橘等の栽培をされ、今回の2筆の申請地の周辺も櫛や柑橘を栽培されております。耕作効率が高いことから今回の申請になっております。申請人の両親を中心に耕作されておりますが、子供が専業に近い状況で手伝われており、積極的に農業経営に取り組まれております。申請地は長年耕作されてなく、荒れていましたが、バックホウを2台所有されており、農地に復旧するのは問題ないとのことでした。申請地には櫛を植える計画をされておりました。下限面積等は満足し、農地法第3条第2項の各号には該当していませんので、許可要件は満たしており、なんら問題はないかと思われまますので、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 次の説明をお願いします。

10 番委員 (坂本隆司君) はい、議長

議 長 はい、10 番 坂本委員

10 番委員 議第94号農地法第3条の許可申請2番について、説明いたします。
譲渡人、記載とおりです。

譲受人、記載とおりです。

土地の所在、記載とおりです。

地目、台帳、現況とも畑、面積、581㎡。

2筆目が地目、台帳、現況とも畑、面積が939㎡、2筆合計1,520㎡です。

譲受人の状況、記載とおりです。

したがいまして、下限面積につきましては、申請地の面積と自作地の合計で40aは越えております。

申請地は9ページを御覧ください。

7月5日に現地調査を行いました。私が出張でいなかったの
で、田上委員に行っていただきました。事前に何回か相談を受けていますので、現地としては色々わかっていますので、その辺を説明します。1筆目は、上の櫛山を買った時に、この竹林園をもらい受けていて登記をしてなかった訳です。

2筆目は一種農地だったので、大工さんが小屋を作りたいと申請をしたが、なかなか通らなかったのもので、譲受人に畑として買ってくれと要望があり合意出来たところです。

したがいまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から、補足説明があれば、お願ひします。

(なしと言うものあり)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませぬか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第94号 農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第94号 農地法第3条の許可申請については、許可することと決定いたします。次に移ります。

議第95号 農地法第5条の許可申請について、議第95号を議題といたします。

関係委員の説明をお願ひします。

3番委員

はい、議長

(松田時義君)

議 長

はい、3番 松田委員

3番委員

担当は苗床委員ですが、体調不良のためお休みですので、代わって説明をします。

議第95号 農地法第5条の許可申請の1番と2番について説明します。

まず、1番 貸人、記載とおりです。

借人、記載とおりです。

土地の所在、記載とおりです。

地目は、台帳畑、現況は、倉庫等が建っていました。始末書が出ております。

転用理由、記載とおりです。

第2種農地、賃借権設定です。

施設概要は記載とおりです。

資金計画、記載とおりです。

7月5日に事務局、借人、草野委員、私の4人で現地調査を行いました。

12ページを御覧ください。

ここは離合も出来ない細い道路です。太陽光が出来るということで道路の拡幅工事が行われています。あと舗装を待つばかりです。地元の人達は大変喜んでおられます。道路が広がって離合も出来るということで、早く舗装をしてほしいと皆さん、待っておられます。

舗装工事が完了しましたら、この道路は水俣市に譲渡されることになっておるそうです。

以上、現地調査及び転用に係る許可基準からなんら問題ないと思われまますので御審議の程よろしく申し上げます。

次に、2番です。

譲渡人、記載とおりです。

譲受人、記載とおりです。

土地の所在、記載とおりです。

地目は、台帳畑、現況原野、耕作放棄地、面積1,016㎡。

転用理由、記載とおりです。

第2種農地、所有権移転。

施設概要は記載とおりです。

資金計画は、記載とおりです。

7月5日に事務局、譲受人の関係者、草野委員、私の4人で現地調査を行いました。

12ページを御覧ください。

周りはずべて耕作放棄地と荒地になっておりますので、何も問題はないものと思われまます。御審議の程よろしく申し上げます。

議 長

担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。

(なしと言うものあり)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第95号 農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として、決定してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第95号 農地法第5条の許可申請については、本会の意見として、決定いたします。

次に移ります。

議第96号 農用地利用集積計画の申し出について、議第96号を議題といたします。

新規設定の1番、2番、3番については、私の担当地域ですので、私から説明します。

新規設定の1番、貸人、記載とおりです。

土地の所在、記載とおりです。

地目は、台帳、現況とも畑、3筆合計面積が2,627㎡です。

始期終期は、2019年8月1日から2024年7月31日の5年間です。利用目的は玉葱です。借賃は無償になります。利用権の種類は使用貸借権です。

借人は1番、2番、3番とも同じですので、最後に説明いたします。

番号2、貸人、記載とおりです。

土地の所在、記載とおりです。

地目は、台帳、現況とも畑、面積は289㎡。

始期終期、利用目的、借賃、利用権の種類は1番と同じです。

番号3番 貸人、記載とおりです。

土地の所在、記載とおりです。

地目は、台帳、現況とも畑、面積は238㎡。

始期終期、利用目的、借賃、利用権の種類は1番と同じです。

借人の状況ですが、記載とおりです。1番については、県外の方におられまして、実家にはお母さんとお姉さんがいて、現在は農業をされていませんので、借りて玉葱を作るということでございます。

2番なのですが、借人の親戚にあたる方です。ここも、玉葱を作られるということです。

3番なのですが、ここは借人の自宅の裏になる所です。

15ページを御覧ください。

ここは以前から借人が借りて玉葱を作っておられました。現地を見たところ、牧草を作って玉葱の栽培に備えておられました。今回、新たにここを新規設定ということで申請されました。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまますので、御審議をよろしく願います。

以上です。

次に、4番の説明をお願いします。

8番委員
(山澤親徳君)

はい、議長

議長

はい、8番 山澤委員

8番委員

議第96号 農用地利用集積計画の申し出について、利用権の申請について説明をします。

利用権新規設定番号4について説明いたします。

貸人、記載とおりです。

借人は、熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 公益財団法人熊本県農業公社理事長 島田邦満さんです。

貸人より、農地中間管理機構を通して地元の方へ貸したいとのことでした。

土地の所在、記載とおりです。

地目は台帳、現況とも田、面積は3筆合計で2,820㎡となっております。

始期終期は、2019年9月1日から2029年8月31日まで10年間です。利用目的は水稲、借賃は物納で全体で玄米150Kg、利用権の種類は賃借権です。

申請地は16ページを御覧ください。

ここは、平成23年3月に圃場の整備が完了して周囲は水田と畑になっています。

貸人の状況につきましては、貸人のお父さんが1人で農業をされていましたが亡くなられ、貸人が市外に住んでおられて遠距離であり農地の管理をすることが難しいということで農業公社にあずけることになりました。

以上ですが、御審議の程よろしく願います。

議長

担当地区の推進委員から補足説明があれば、願います。

(なしと言うものあり)

議 長 関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、
ございませんか。

4 番委員 はい、議長
(戸次治夫君)

議 長 はい、4 番 戸次委員

4 番委員 1 番から 3 番までの借人の状況ですが、一度に 3 反あまりに
玉葱を作られるということですが、労力面、資金面は可能でし
ょうか。

議 長 はい、借人は今までずっと、自分でも玉葱を作っておられま
して、今回、今まで作っていた所を新規設定という名目であげ
ただけですので、管理的には問題ないと思います。
他にはありませんか。

議 長 御質疑、御異議もないようですので、議第 9 6 号 農用地利
用集積計画の申し出について、承認してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長 御質疑、御異議もないようですので、議第 9 6 号 農用地利
用集積計画の申し出については、農業経営基盤強化促進法第 1
8 条第 3 項の各要件を満たしておりますので、承認することに
決定いたします。

議 長 これをもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、
第 2 5 回水俣市農業委員会会議を終了いたします。
皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員